

医療勤務環境改善支援事業補助金交付要綱

平成 27 年 2 月 13 日付け医政第 1324 号

平成 30 年 4 月 1 日付け医政第 33 号

(目的)

第 1 医師や看護師をはじめとした医療従事者の確保を図るため、医療勤務環境改善支援事業実施要綱（平成 27 年 2 月 13 日付け医政第 1324 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、医療機関が行う実施要綱第 2 に定める事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第 2 第 1 に規定する経費は、医療機関が行う勤務環境の改善に資する事業で知事が必要と認めた経費とし、これに対する補助額は、当該経費の 2 分の 1 に相当する額以内の額とする。ただし、1 件当たりの限度額は、150 万円とする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第 3 規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）の総事業費の欄に掲げる経費の 30 パーセントを超える経費の変更
- (2) 補助事業の内容の著しい変更

(申請の取下期日)

第 4 規則第 8 条第 1 項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して 15 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(財産の管理)

第 5 補助事業者は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分に係る制限の期間)

第 6 規則第 19 条第 1 項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数とする。

(立入検査)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村等を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事は、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第9 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第6号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第10 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

別表（第 10 関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様式	提出 部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	医療勤務環境改善支援事業補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他知事が必要と認める書類	第 1 号 第 2 号 第 3 号	1 部 1 部 1 部	別に定める。
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定による書類	医療勤務環境改善支援事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書	第 4 号 第 2 号 第 3 号	1 部 1 部 1 部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から 10 日以内
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	医療勤務環境改善支援事業補助金請求書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 その他知事が必要と認める書類	第 5 号 第 2 号 第 3 号	1 部 1 部 1 部	当該事業を完了した日（規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで